

第8回要望と回答 ①立地制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

参考資料2

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	①	環境影響評価法に基づく環境影響評価	ゴルフ場跡地や造成地など開発済み土地での太陽光発電事業に於いて、環境アセス評価項目が限定化される条件に於いては環境調査期間が短縮化することが見込まれるが、併せて環境調査前後の配慮書・方法書・準備書・評価書手続に要する行政での審査期間も短縮して貰いたい。具体的には、環境アセス全体の過程が2年に近い期間となるよう、行政審査期間を合計180日以内（配慮書：30日以内、方法書：60日以内、準備書：60日以内、評価書：30日以内）とするのが相当と考える。	今回、開発済み土地において環境アセス評価項目を限定化するの、事業特性・地域特性を踏まえたメリハリのある環境影響評価の実施を促すことで、太陽光発電事業の最大限の導入を円滑に進めることを目的としている。しかし、立地特性を考慮した事業地選定や環境影響に配慮した事業計画立案など、事業者の自助努力に依り環境アセス評価項目が限定された場合でも、現状の運用状況では、環境調査以外に行政において最大450日の審査期間（配慮書：30日、方法書：120日、準備書：270日、評価書：30日）が必要とされており、事業者にとって重い負担となることには変わりない。 仮に行政審査期間に450日間要する現状が維持される場合には、評価項目の限定化がなされても、結果的に環境アセス全体の過程に3年程度を要することとなる。これは、多大な開発コストを負担する開発事業者に於いては投資回収期間が長期化する事により事業参画への阻害要因となってしまう、上目的達成の効果が低減してしまう。 なお、認定失効制度において、失効期間の基準となる運転開始期限につき、環境アセスを要する太陽光発電事業案件は、これを不要とする案件より2年しか延長されていない。これとの整合性から、環境アセス全体の過程は2年未満となるべきであり、これを実現するには、少なくとも行政審査期間を計180日以内とするのが相当と考えるが、環境アセス評価項目が限定化される度合いに応じて更に短縮されるべき。	経済産業省、環境省	環境影響評価法に基づく太陽電池発電所の環境影響評価手続に係る審査期間については、環境影響評価法施行規則にて配慮書90日、電気事業法施行規則において方法書180日、準備書270日、評価書30日と定められています。また、環境影響評価法施行規則において、縦覧期間が方法書・準備書それぞれで公告日より1か月間、知事意見がそれぞれ方法書90日、準備書120日と定められています。	環境影響評価法、電気事業法	現行制度下で対応可能	経済産業省は、従前より行政側の審査機関の短縮のため、自治体の審査と並行した国の審査の実施、環境審査顧問会の運営合理化等に取り組んできました。 しかしながら、法令で定められた行政側の審査期間は、例えば方法書180日のうち、図書の縦覧に1か月、知事意見で90日確保されています。そして、残る60日程度の中で、事業者による（図書の縦覧によって得られた）住民意見のとりまとめ及び国による専門家・自治体・環境省からの意見を総合的に勘案した経済産業大臣意見（勧告）の作成を行わなければならない、更なる削減の余地は限定的であるのが実情です。 ご要望のような抜本的な期間短縮のためには、国の審査日数のみならず、地域からの意見を募るために確保している日数（縦覧期間、知事意見）についてもあわせて検討することが必要となるが、これらの期間は地域の意見を募るために確保された必要な期間であることをご理解いただきたい。
2	①	環境アセス手続に要する行政審査期間短縮	環境アセス手続に於ける行政審査期間短縮に於いては、行政側の人的リソース不足の問題も懸念される事から、行政側の審査担当官の人員を拡充して貰いたい。	2020年4月1日の環境影響評価法改正により太陽光発電事業を環境アセス対象に含めたものの、審査する行政側の人的リソースの増員は不十分であったと考えられる。今後2030年目標及び2050年カーボンニュートラル社会の実現に向けて大型事業を含む太陽光発電事業の最大限の導入が求められる中、事業特性・地域特性に応じた環境アセス手続の合理化及び環境アセス手続に要する行政審査期間短縮化への要請は一段と強まる事が想定される。かかる要請を踏まえた行政側の人的リソースの拡充が必須である。	経済産業省、環境省	2020年4月1日の環境影響評価法施行令改正により太陽電池発電所が環境影響評価法及び電気事業法に基づく環境影響評価手続の対象となり、4万kW以上が第一種事業、3万kW以上4万kW未満が第二種事業と定義された。	環境影響評価法、電気事業法	事実認識	2020年4月1日の環境影響評価法施行令改正により、太陽電池発電所が環境影響評価手続の対象となったが、2020年度における環境影響評価法における太陽電池発電所に係る審査案件は10件であり、この内訳は、条例からの移行案件が7件、新規案件が3件/年である。これについては、法に定められた行政審査機関内で適切に審査することができています。 今後も新規案件数が同程度（2～3件/年程度）であれば、現行の人的リソースにおいて法定審査期間内に円滑に審査を完了することが可能であると考えられます。 なお、今後案件数の急増等により、法定審査期間内での処理が難しいと判断された場合には、審査期間に影響を与えないよう適宜体制を見直します。
3	①	環境アセス評価項目の合理化の対象となるゴルフ場跡地での太陽光発電事業に於ける前提条件の明確化	A. ゴルフ場として既に造成が行われている。 → 全てのゴルフ場が該当するため現案を維持。 B. 土地の安定性が確保されている。 → 過去のゴルフ場運営期間中において、ゴルフ場起因で生じた周辺への土砂災害が無かったこと等、より具体的に定めるべき（或いは前提条件から除外すべき）。 C. 雨水の浸透・排水等は確保されている。 → 暗渠管等排水設備、及び防災調整池が備えられていることをもって条件に該当するのであれば、概ね全てのゴルフ場は該当するが、前提条件を明確化する為、『ゴルフ場として雨水の浸透・排水等は確保されている』との記載に改訂すべき。他方で、ゴルフ場から太陽光発電事業へ転用する場合には、ゴルフ場開発当時の設計基準と現行の設計基準との違い（流出係数の増加や降雨強度の見直し）に対して、不足分を補う為の既存調整池の改修或いは増設、及び排水設備の新設が、その程度に差異はあれど全てのゴルフ場で必要となる。各都道府県に於いて本ガイドラインの運用につき混乱を招かないよう、本前提条件については前述の頭書きを追記する事で明確化するべき。 D. 丘陵地等に立地し。敷地内には緩やかなアップダウンが存在する。 → 定義が曖昧なため当該前提条件を個別ゴルフ場に当てはめるのは困難な故、前提条件から除外すべき（ゴルフ場毎に顧客向けに「山岳コース」や「丘陵コース」と明示しているケースはあるが、「丘陵地等に立地」しているのか、「緩やかなアップダウン」に該当するのかは判別が困難。）。 E. 周辺に道路が整備されている。 → 概ね全てのゴルフ場が該当するため現案を維持。 F. 残置森林として残された樹林等が存在する。 → 概ね全てのゴルフ場が該当するため現案を維持。 G. 新たな地形改変（造成工事）や、大規模な樹木の伐採を行わず、既存のコースを活用してパネル設置を行う。 → 実態上、PCSや連系変電所設置に係る平坦地確保の為の造成行為、架台杭設置に係る掘削行為、表面排水路設置に係る土木工事、既存調整池改修に係る土木工事（或いは調整池新設に係る造成工事）は最低限発生する為、これらの新たな地形改変や造成工事を一切行わないことを前提条件とすると本ガイドラインが形骸化することとなる。 故に「新たな地形改変（造成工事）を極力低減した事業」として、前述の最低限必要となる地形改変や造成工事については列挙の上で許容すべき。 また「大規模な樹木の伐採を行わない」では定義が曖昧であるが故に、当該前提条件充足性につき各都道府県に判断を委ねざるを得ない。自然林開発による環境影響を低減し、かつ、法令上明確化し易くする目的で「林地開発許可の適用にならない（≒規制制有林の伐採面積が1ha未満となる）事業」として明示すべき。	前提条件を明確化する事で、所管となる各都道府県での円滑なガイドライン運用を図ることが出来る。 他方で前提条件を明確化しない場合には、当該条件の充足性の判断は各都道府県に委ねられるところ、不明確な基準の下では各都道府県において保守的な対応を取らざるを得ず、故に概ね全てのゴルフ場に於いて前提条件の一部が不充足する事を以て、本ガイドラインは不適用とされ形骸化する事が懸念される。 また事業者に於いても事業地の選定基準が明確となり、且つ環境アセス手続（環境影響評価項目数を含む全体工程と費用等）に対する予見性が得られる事から適地での大規模太陽光発電の大量導入の促進に寄与できる。	環境省、経済産業省	タスクフォースの要望を受け、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を策定し、6月30日に公表したところです。	環境影響評価法	対応可能（一部対応不可可能）	ガイドラインに示したゴルフ場跡地の特性は、本ガイドラインにおいて評価項目の選定の考え方を整理するために設定したものです。この趣旨が明確となるように記述を適正化しました。 本ガイドラインで示した考え方を参考として、個別事業の環境影響評価手続きにおいて、事業特性・地域特性を踏まえて評価項目の選定について検討ください。 B土地の安定性の確認については、事業に応じて様々な情報源や手法により確認されるものなので、限定的な例示はしていません。 C貴見のとおり修正しました。 D本ガイドラインの検討において、想定したゴルフ場跡地の特性として示したものであって、適用条件を限定するための記述ではないため、原案のとおりとしています。 G貴見をふまえ、「新たな地形改変（造成工事）や」を「新たな土地の造成（大規模な切土・盛土や埋立等の土地の形状の変更）や」に修正しました。 なお、各事業における工事の内容は一律ではないため、想定される事業内容として具体的な工事内容を網羅的に列挙することは困難です。個別事業の環境影響評価手続きにおいて、事業特性・地域特性を踏まえて評価項目の選定について検討してください。
4	①	環境アセス評価項目不選定の原則化	「基本的に評価項目として選定しないことが可能となる」とされている環境アセス評価項目については、「原則として評価項目としての選定は不要である」としてもらいたい。	開発済み土地において「基本的に評価項目として選定しないことが可能となる」環境アセス評価項目については、事業特性・地域特性を踏まえたメリハリのある環境影響評価の実施を実現する上で、環境アセス評価項目として選択すべき必要性が相対的に低いと判断される項目であると考えられる。そうであるならば、「評価項目として選定を検討する」項目との差異を明確化し、事業特性・地域特性を踏まえたメリハリのある環境影響評価の実施を実現し、かつ、所管となる各都道府県での円滑なガイドライン運用の実現及び行政側の人的負担の軽減を通じて、開発済み土地における太陽光発電事業の最大限の導入を円滑に進めるべく、該当項目については、「原則として評価項目としての選定は不要である」とすべきと考える。	環境省、経済産業省	タスクフォースの要望を受け、「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を策定し、6月30日に公表したところです。環境影響評価の評価項目は、立地特性、事業特性や地域特性によって配慮すべき事項が異なるため、これらを踏まえながら、事業者自らが選択するものとなっております。	環境影響評価法	事実認識	環境影響評価の評価項目については、立地の状況のみならず、事業特性や地域特性を踏まえつつ、事業者が項目を選定することとなっております。最終的な選定は不要であるとする、環境省・経済産業省が項目を選定するような記載となり不適切であるため、原案のままとしました。
5	①	環境アセスの対象となる太陽光発電所の規模要件の指標の適正化	環境アセスの対象となる太陽光発電所の規模要件の指標を、出力要件ではなく、事業区域の面積として欲しい。具体的には、100haを基準としてもらいたい。また、一定の開発済み土地については、100ha未満について、そもそも環境アセスの対象としないことを可能とする制度設計及び運用として欲しい。	2019年3月の太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会による「太陽光発電施設等に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」では、特に環境影響が大きいのは面的な改変による影響でありことから、第一種事業の規模要件の水準を検討するに当たって「100ha」が一つの合理的な目安として挙げられている。したがって、環境アセスの対象となる太陽光発電所の規模要件については、100haを第一種事業とし、75ha以上100ha未満を第二種事業とするのが合理的と考える。 また、開発済み土地において、事業特性・地域特性を踏まえたメリハリのある環境影響評価の実施を促すことで、太陽光発電事業の最大限の導入を円滑に進める目的からは、一定の開発済み土地（ガイドラインが規定する前提条件を満たす造成地（工場跡地等）やゴルフ場跡地など）については、100ha未満について、そもそも環境アセスの対象としないことを可能とする制度設計及び運用として欲しい。	環境省	環境影響評価法の対象事業全般における「規模が大きく、著しい影響の恐れがある事業」の考え方は、規模としては100haをメルクマールとしております。太陽光発電事業の事業区域面積と出力との関係については、高い相関性があり、100ha相当の出力規模の4万kW以上を第一種事業の規模要件としております。 また、環境影響評価法は、免許等の判断に当たって、環境影響評価手続による環境への適切な配慮を行うことを求めていることから、電気事業法との整合性等の観点からも出力を要件としています。 なお、造成地及びゴルフ場等の開発済み土地に関しては、「植物」や「騒音」「反射光」に対する影響評価項目などを省略することで手続きの簡素化を図ることができると考えられます。メリハリのある環境影響評価を進めるために、現在、太陽光発電に関するメリハリのある環境影響評価に係る「太陽電池発電所に係る環境影響評価の合理化に関するガイドライン」を策定し、公表し、周知したところです。	環境影響評価法	事実認識	制度の現状欄に記載のとおりです。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
6	①	農地法における「家」「家族」単位での許可要件の撤廃について	農地法第3条所有権移転許可申請に際して、農地法の所有権移転においては、農地を所有したい人（譲受人）の住所や居所がどこであろうと関係なく、全く違う所に住む家族の農地転用状況や農地利用状況を勘案して、許可を発出するかどうかを決めるという許可要件（農地法第3条第2項第1号 世帯員等の定義）が存在し、譲受人とは関係ない理由で不許可処分が下されるという実態がある。このような許可要件は譲受人の過度な私権制限で問題があり、撤廃もしくは改善されるべきである。	-	農林水産省	農地の所有権等を移転等する場合には、農業委員会の許可を受ける必要があります。この許可は、権利を取得しようとする者又はその世帯員等の耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、これらの者がその取得後において耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる場合にすることができます。	農地法第3条第2項第1号	e：事実認識	農地法では、世帯員等の違反転用の有無に関係なく、耕作の事業に必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、取得後において農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる場合等に取得することが可能です。要件の詳細については、農林水産省にお問い合わせください。
7	①	都市計画法（用途地域）の変更	バイオガス発電事業の業種を廃棄物処理業から製造業（発電事業）に該当するよう業種変更の緩和をすべき。	立地場所が工業専用地域に限定されており、用地取得が困難である。廃棄物処理施設は工業専用地域以外の立地が認められないが、当事業は廃棄物処理業ではなく、製造業（発電事業）として、市街化調整区域でも立地が認められるよう規制を緩和していただきたい。	国土交通省、環境省	建築基準法第48条により、用途地域が定められている地域においては、建築物の用途、床面積、使用される原動機出力、ガスの製造・貯蔵量等により、建築制限がかかります。また、建築基準法第51条においては、建築できる用途地域を制限していません。 なお、市街化調整区域については市街化を抑制すべき区域であることから、当該区域における主として建築物の建築等を目的とした土地の区画形質の変更（開発行為）又は建築物の建築については、許可権者である都道府県知事等による都市計画法第29条又は第43条の許可が必要とされています。ただし、公益上必要な建築物のうち開発区域及びその周辺の地域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないものについては当該許可が不要とされており、電気事業法の発電事業の用に供する電気工作物を設置する施設である建築物や廃棄物処理法のごみ処理施設である建築物に係る開発行為又は建築である場合については当該許可が不要です。	建築基準法第48条 都市計画法第29条、第43条、都市計画法施行令第21条	事実認識、現行制度下で対応可能	建築基準法第48条において、バイオガス発電施設は、可燃性ガスを製造する工場等に該当すると思われる、その場合、市街地の環境を保全する観点から、その立地は工業地域又は工業専用地域に限定されています。（工業専用地域だけに限定されてはおりません。） 市街化調整区域については、制度の現状欄のとおりです。

第8回要望と回答 ②系統制約※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	②	九州電力のこの4月1日からの太陽光出力抑制方式は、太陽光発電量を3割も抑制しており、早急な見直し、または補償をすべきである	<p>■もっとも重要かつ本質的に見直しが求められること</p> <p>[提言1]「再生可能エネルギーの主力電源化」という政策目標を具体化すること</p> <p>[提言2]「柔軟性」(フレキシビリティ)コンセプトの導入とそれに向けた改善策を取る</p> <p>[提言3] VREを他分野で活用するセクター・カップリングに向けた準備をすること</p> <p>■速やかに改善できること</p> <p>[提言4] 化石燃料による火力発電を最小限に絞り込むこと</p> <p>[提言5] 原発稼働スケジュールを見直すこと</p> <p>[提言6] VREのオンライン制御を最大限活用すること</p> <p>■中期的に改善が望まれること</p> <p>[提言7] 優先給電（出力抑制）ルールを見直すこと</p> <p>[提言8] 出力抑制に対して経済的に補償すること</p> <p>[提言9] 地域間連系線ルールの見直しと拡充を図ること</p>	九州電力は、2018年10月から九州本土でのVREの出力抑制を始めている。出力が自然変動するVREに対して、必要最小限の出力抑制をすることは「再生可能優先」及び「柔軟性」を前提として運用されるのであれば合理的であるが、これまでに九州電力が行ってきたVREの出力抑制については、改善すべき点が多々あると考える。	経済産業省	電力の供給が必要を上回る場合には、一般送配電事業者は、電力広域的運営推進機関が策定した送配電等業務指針に基づき、自然変動型の再生可能エネルギー発電設備の出力の抑制を行う前に、火力発電設備の出力の抑制の要請や地域間連系線を活用した他地域への電気の供給、揚水発電所の最大限の活用等の措置を講じています。	再生特措法施行規則	検討を予定	より系統全体の「柔軟性」(フレキシビリティ)を高めるため、デマンド・レスポンスやVPP(バーチャル・パワー・プラント)の更なる振興などに取り組んでいきます。その上で、適切な出力制御の在り方として、どのような方策があり得るか検討していきます。
2	②	九州電力の太陽光出力抑制を早急かつ抜本的に見直すこと	九州電力がこの4月1日から始めた太陽光発電の出力抑制の新方式は、4時時点で総発電量の3割もの抑制を強いる過大すぎる出力抑制であるため、緊急措置を講じるべきである。早急に対応できることから列挙する。	九州電力エリアでは2021年4月から、指定ルール(オンライン)の設備については「一律で%制御」されることになっている。	経済産業省	九州エリアにおいては、2020年度までは、エリア内の再生事業者をグループ分けし、日ごとに輪番で出力制御を行っていましたが、2021年4月からは、まずは無制限・無補償ルールが適用されるオンライン事業者の出力割合を一律で下げ、必要制御量に柔軟に対応する方法へ変更していき(一律制御)。なお、日数制限が適用される事業者は上限まで最大限活用されます。	再生特措法施行規則	その他	軽負荷期である太陽光発電設備の4月の出力制御率は全体平均で14%を超えていますが、年間を通じた出力制御率は4.6%と九州電力送配電は見込んでいます。

第8回要望と回答 ⑤その他※規制・制度（税制を除く）に関する要望に対する回答のみ

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
1	⑤		<p>これだけの悪質な事業が横行する中で、莫大な国民負担を伴う FIT による 20 年間の調達価格を保証する認定を続ける必要があるのか、早期の卒 FIT を検討すべき時だと考える。</p> <p>太陽光は大規模施設についても、2020 年度以降の 50kW 未満と同様に、自家消費と地域活用電源のみに支援を行い、それ以外は FIT を終了すべきである。</p>		経済産業省	<p>FIT 制度において、関係法令の遵守を認定基準として定め、関係法令の違反が認められた場合には、指導や改善命令を行うほか、必要に応じて認定を取り消すこととしています。</p> <p>電源の立地制約等の特性に応じて、特定の規模等については、レジリエンスの強化やエネルギーの地産地消に資するよう、地域活用要件を認定基準として設定することとしています。</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法／電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則</p>	<p>検討を予定</p>	<p>再エネの更なる導入拡大には、地域との共生を図りながら事業を進めていくことが重要です。そのため、再エネ特措法においては、関係法令遵守が認定基準として定められており、これに違反した場合は指導、改善命令、必要に応じて認定取消しを行うこととしています。関係法令として、例えば、環境影響評価法においては、2020 年度から、大規模太陽光が環境アセスメントの対象に追加されています。また、今国会で成立した温暖化対策推進法の一部改正法において、地域における円滑な合意形成を図りつつ、地域に貢献する再エネの導入を促進する仕組みを設けることとしており、環境省を初めとする関係省庁とも連携してこの仕組みの活用を進めていくこととしています。</p> <p>なお、FIT 制度において地域活用要件を求める規模等については、調達価格等算定委員会の意見を踏まえて、経済産業大臣が決定することとしており、2021 年度は 10～50kW の太陽光発電設備に対して自家消費型の地域活用要件を設定しています。また、事業用太陽光発電について、2020 年度の調達価格等算定委員会では「50kW 以上は、地域活用要件を設定して FIT 制度による支援を当面継続していくのではなく、電源毎の状況や事業環境を踏まえながら FIP 制度の対象を徐々に拡大し、早期の自立を促す」との意見が取りまとめられています。</p>
2	⑤		<p>地上設置型の売電専用太陽光発電設備については、広い平地で多くの電力需要がある工業団地などに近接した場所に設置推進する地域を指定することが適切である。</p>		環境省	<p>売電専用太陽光発電設備を含め、再生可能エネルギー発電設備の立地場所について、特定の地域に限定するような制度はありません。</p>	なし	対応	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 54 号）（※）において、地域共生・裨益型の再エネ導入を促進するため、市町村による計画・認定制度を新設しました。同制度では、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）について、環境保全に配慮した当該事業の促進区域を、予め市町村が設定するよう努めることとされています。加えて、この促進区域の設定に当たっては、住民を含む地域の関係者から成る協議会の活用等により、地域の合意形成を図ることとしています。</p> <p>今後、促進区域の設定の基準や考え方等の具体的な運用方針を整理したガイドラインを整備した上で、本制度の活用を通じて、適切な再エネ事業の立地誘導が推進されるよう、自治体等に当該制度の活用を促していきます。</p> <p>（※）公布の日（令和 3 年 6 月 2 日）から 1 年以内に施行。</p>
3	⑤		<p>現在の FIT による太陽光発電への支援は、太陽電池のさらなる効率化、太陽光発電を人為的に止められる仕組みの開発、蓄電池のコスト削減等の開発費の支援にこそ充てられるべきである。</p>		経済産業省	<p>FIT 制度は、発電事業者に対し、固定価格での買取を保証する制度であり、FIT 制度の支援を受けた電気については、市場で適切な価格で取引され、差額を国民の負担する賦課金によって補填することで再エネの導入を促進する仕組みとなっています。</p>	<p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法</p>	<p>事実認識</p>	<p>太陽光発電の導入拡大に向けて、FIT 制度の枠組だけでなく、その他の予算措置として、次世代太陽電池の開発による高効率化等に関する研究開発支援や蓄電池などを活用した地域でのエネルギーシステムの導入実証事業などを実施しており、太陽光発電などの導入促進に向けた研究開発・コスト低減のための支援を行っています。FIT 制度において、地域と共生可能な長期に安定的な電源を推進していくとともにこうした技術開発支援も進めていきます。</p>

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
4	⑤	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会の中で再エネ熱の位置づけを明確にする。具体的には、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会の素案においても、2030年の目標に既存技術で脱炭素に対応できる再エネ熱の利用拡大を加算していただきたい。(別紙2「住宅・建築物への再生可能エネルギー熱利用に関する意見」参照)	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会での再エネ熱の位置づけを明確にする。具体的には、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会の素案においても、2030年の目標に既存技術で脱炭素に対応できる再エネ熱の利用拡大を加算していただきたい。(別紙2「住宅・建築物への再生可能エネルギー熱利用に関する意見」参照)	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会の素案における「エネルギー転換部門」の記述は、6月3日の委員会で多くの指摘があったように、太陽光発電・辺倒となり、住宅・建築物ではかなり利用が進んでいる再エネ熱の存在を無視したのになっている。2016年に策定された現在の「地球温暖化対策計画」においては、「E.エネルギー転換部門」の取り組みとして、再エネの最大限の導入の中で、太陽光とともに再エネ熱について、以下のように記述している。「地域性の高いエネルギーである再生可能エネルギー熱(太陽熱、地中熱、雪氷熱、温泉熱、海水熱、河川熱、下水熱等)を中心として、下水汚泥・廃材・未利用材等によるバイオマス熱等の利用や、運輸部門における燃料となっている石油製品を一部代替することが可能なバイオ燃料の利用、廃棄物処理に伴う廃熱の利用を、経済性や地域の特性に応じて進めていくことも重要である。再生可能エネルギー熱供給設備の導入支援を図ると共に、様々な熱エネルギーを地域にお15いて有効活用するモデルの実証・構築等を行うことで、再生可能エネルギー熱等の導入拡大を目指す。」	経済産業省、国土交通省、環境省	住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同で開催している「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において検討を進めているところです。	なし	検討を予定	本検討会では、太陽熱等の再生可能エネルギーの活用に関する御意見も有識者委員からいただいているところです。こうした委員のご意見を頂きながら検討を進めていきます。
5	⑤	住宅・建築物への再エネ熱の導入義務化の検討	「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会の中で、太陽光発電設備の義務化について検討がされているが、再エネ熱の義務化についても併せて検討していただきたい。将来的には、諸外国の例を参考にしつつ、我が国においても将来的には再エネ熱の導入義務化を図るべきである。(別紙2「住宅・建築物への再生可能エネルギー熱利用に関する意見」参照)	現にEUではEU指令(再生可能資源からのエネルギーの使用の促進に関する2018年12月11日の欧州議会および理事会の指令(EU)2018/2001)において、2030年までの再エネ熱の導入目標を明確に定め、各国は再エネ熱の導入義務化を課すなどしてその達成をめざしている。我が国においても、将来的には我が国の実情に沿いつつ再エネ熱の導入を進めるため一定の導入義務化を図るべきである。 (参考)ドイツの再エネ熱規制の例 熱供給における再生可能エネルギーの利用を拡大することで、温室効果ガス排出量を削減し、気候を保護する目的で2008年に公布された「再生可能エネルギー熱法」(EeWärmeG: Erneuerbare-Energien-Wärmegesetz)に基づき、主に新築建築物への再エネ熱の導入義務を課している(表1)。ドイツは熱(暖房熱、冷却熱、プロセス熱及び給湯)の最終エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を2020年までに14%とすることを目標としている。	経済産業省、国土交通省、環境省	住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同で開催している「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において検討を進めているところです。	なし	検討を予定	本検討会では、太陽熱等の再生可能エネルギーの活用に関する御意見も有識者委員からいただいているところです。こうした委員のご意見を頂きながら検討を進めていきます。
6	⑤	ZEB・ZEHでの再エネ熱利用の政策の推進	2050年までの間、既存の設備や新築建築物へのエネルギー消費の削減を図るためには再エネ熱利用は欠かせない政策である。すでにかなりの導入実績があるにもかかわらず、「脱炭素社会に向けた住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方」検討会での議論ではこの点が欠落しているため、見直していただきたい。特に、先導的役割をもつ公共建築物のZEB化にあたって、再エネ熱の導入検討義務を付すなどの積極的な政策が必要ではないか。	ZEB・ZEHには、建物の断熱性・気密性という省エネの視点とともにゼロカーボンとレジリエンスの視点から再エネ熱の導入を促進できる仕組みが必要であり、政策の中に書き込んでいただきたい。ZEBはZEHに比べて大幅に導入が遅れている。エネルギー削減率の高いZEBでは再エネ熱が利用されているので(ZEBリーディングオーナーの資料では1/4が再エネ熱利用)、先導的役割をもつ公共建築物のZEB化にあたって、再エネ熱の導入検討義務を付すなどの積極的な政策が必要ではないか。 また、(現在の定義での)ZEHにおいては太陽光発電は必須であり将来の義務化が論じられているが、都市部などの十分な屋根面積を確保することができないような住宅や建築物においては、次の選択肢として太陽熱など小さい屋根でも再エネが十分活用できるような設備の選択が可能となるような政策が必要である。(ZEH Oriented等への再エネ熱導入の推進)。	経済産業省、国土交通省、環境省	住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同で開催している「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において検討を進めているところです。	なし	検討を予定	本検討会では、太陽熱等の再生可能エネルギーの活用に関する御意見も有識者委員からいただいているところです。こうした委員のご意見を頂きながら検討を進めていきます。
7	⑤	既存ストック住宅での対策の重要性と再エネ熱活用の推進	2050年ゼロカーボンへの道筋には議論されている通り既存のストック対策も重要である。例えば給湯需要などへの再エネ熱の活用など、PVや電化のみではない複線的な対策が必要である。	既存ストック建物について、住宅を例にとると、10年後の2030年の戸建ストックのエネルギー源は3/4が化石燃料使用住宅である。(富士経済2020年予測)。 2050年までの移行期にこれら住宅のゼロカーボン化・省エネルギー化が重要ではないか。そしてそれらに資するエネルギー源として再エネ熱の積極的な導入を図ることが必要である。特に太陽熱は既存住宅にも設置が容易で、再生可能エネルギー由来の高い省エネ性能を有する。既存ストック対策では最後まで課題が残ると思われる既存集合住宅の省エネ化にも資する可能性のあるアイテムである。	経済産業省、国土交通省、環境省	住宅・建築物における省エネ対策等のあり方・進め方については、国土交通省、経済産業省、環境省の3省合同で開催している「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」において検討を進めているところです。	なし	検討を予定	本検討会では、太陽熱等の再生可能エネルギーの活用に関する御意見も有識者委員からいただいているところです。こうした委員のご意見を頂きながら検討を進めていきます。
8	⑤	小売り・外食業分野における食品リサイクル率低下の改善について	1. 食品リサイクルを目的とした場合に限り一廃、産廃の混合収集を認めるべき 2. バイオガス施設における食品ループ認定と同等の特例制度の創出すべき (バイオガス発電施設への食品廃棄物持込に際し、確実なトレーサビリティ(ブロックチェーン活用等)等を条件に廃棄物運搬許可を有しない車両による輸送を可能とする。(事例)各小規模店舗にリサイクル業者が蓋つきペール容器(RFタグを取付 排出⇒輸送・保管⇒処理施設搬入を一元管理)を配布。回収は食料納入業者や宅配事業者等を活用。回収したペール容器はリサイクル業者が地域毎に設置した冷蔵保管施設に一次集積した後食品リサイクル施設へ搬入する等)	殆どの小規模排出事業者では可燃ごみとの混合排出をしている。また収集運搬業者側の事情として慢性的な人手不足や輸送時のCO2削減対策等の課題を抱えており食品廃棄物の分別収集ルートの構築等を個社で対応可能な事業者は限られている。 委託基準遵守の観点から、同一車両に対する産廃運搬許可と一般運搬許可交付を行わない事例がある。リサイクル前提であれば許可する自治体もあるが一廃と産廃の混合収集は認めていない。車両に対する一廃/産廃の取り扱い限定の解除及び混合収集の許可により、全国的にCO2削減と食品リサイクル率向上が同時に図れる可能性が高い。	農林水産省、環境省	1については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を受託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを交付しなければならないとされています。 2については、食品廃棄物(食品循環資源)の発生者である食品関連事業者、食品循環資源のリサイクルを実施するリサイクル業者、リサイクル製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、リサイクル製品の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画(再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ))を策定した場合、主務大臣が認定を行い、認定を受けた場合、食品関連事業者の委託を受けてリサイクルに利用する食品循環資源の収集・運搬を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の一般廃棄物の収集・運搬の業の許可を不要とすることとしています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項、第4項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条、第21条第2項 食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第4条、第5条、第6条	(1)について、一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについて、自治体の指導の実態の調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物の管理表の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。 (2)については、再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)は、食品リサイクル法上の再生利用に該当するリサイクル製品(特定肥料等)である、飼料、肥料(メタン化の際発生する廃液の肥料利用を含む)、メタン(バイオガス)等を製造する再生利用事業が認定の対象となります。メタン(バイオガス)製造する事業の認定事例として、メタン化の際発生する廃液を液肥として利用するものがあります。	
9	⑤	特定の事業活動(食料品、医薬品、香料等の製造業)以外の事業者より排出される食品廃棄物(製品廃棄)の取り扱いについて	特定の事業活動以外の業種に対する業種指定範囲の見直し及び食品リサイクルへの取組を要請すべき	食品関連事業を取り巻くサプライチェーンは年々多様化しており従来の業種指定以外からの排出は増加傾向にある。 特定の事業活動以外(物流・倉庫業他)から食品廃棄物が排出される場合、自治体の排出指導は一般廃棄物となる。例えば、容器包装入りの食品廃棄物の場合、自治体からは中身だけ分別すれば受け入れるという指導がなされる(例:ﾄｲﾙﾄｲﾙ等)。しかし、現実的には倉庫等における分別作業は不可能である(段ボールは資源ごみ、プラ容器包装は産廃としての処理を指導)。 そのため、現状対応として、産業廃棄物の「汚泥」として焼却されるケースが多いが実際の性状との乖離しており、「動植物性残渣」として取り扱われる事が望ましい。 そうすることで本来食品リサイクル施設において処理することが可能な廃棄物(廃製品等)が焼却処理される事例を防ぎ、食品リサイクル及び地域の低炭素化に貢献できると考える。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第4号は、「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物(動植物性残渣)を産業廃棄物とし、これ以外の動物又は植物に係る固形状の不要物は一般廃棄物としています。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項第1号は「事業活動に伴って生じた…汚泥」を産業廃棄物としています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条第4号、第5号、第6号	検討を予定	廃棄物の品目に関する自治体の判断やその根拠について調査し、可能な限り類型化した上で公表することを検討します。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
10	⑤	「登録再生利用事業者制度における廃掃法特例措置」の運用について	1. 食品関連事業者の該当業種の範囲を拡大し、本特例措置の効果をより発揮できるようにすべき 2. 処理業者からの実績報告で可とする等の簡略化を実施し、排出者・行政・処理事業者の事務負担軽減すべき	1. 収集運搬業の特例措置適用の対象となる排出事業者は食品関連事業者の排出物となっている。企業が自社で運営している食堂（工場、老人ホームや介護施設）や学校給食を製造する施設等は食品関連事業者には含まれない為特例措置の適用を受けられていない。これら適用外の事業者の中には食品リサイクルを希望される事業者も数多く存在する。 2. 特例措置を使用する際、自治体間協議を実施している。通常の事前協議とほぼ同様な作業となっているため行政側の負担も大きいのが実態。	農林水産省、環境省	1については、食品リサイクル法においては、食品関連事業者からの委託を受けてリサイクル業者の事業場に食品廃棄物の運搬を行う場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例等を設けています。 この場合の、食品関連事業者については、業として食品の製造、加工、卸売、小売を行う者や、飲食店等を事業として行う者を対象としているため、企業が福利厚生のために自社で運営する食堂等は含まれません。 2については、食品リサイクル法第21条第1項において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例として、登録再生利用事業者制度の登録を受けた事業場へ食品循環資源（一般廃棄物に限る）を運搬する場合は荷卸し地においては運搬の許可が不要となる特例措置があります。食品リサイクル法においては、当該特例の適用に係る自治体間協議を定める規定はありません。 なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、市町村は、自ら策定した一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物の処理を行わなければならない統括的処理責任を有しており、当該市町村の区域を越えて一般廃棄物の搬入又は搬出を行う場合は、当事者である各市町村間で密接に連絡をとり、相互の一般廃棄物処理計画に齟齬を来さないよう努める必要があります。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、第21条第1項	（1について）対応不可 （2について）事実誤認	1については、食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品リサイクル法において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じています。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられています。 一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者を含むことは適当ではありません。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難です。 なお、企業等から委託を受けて飲食店業の形態で給食事業を実施している給食事業者は、食品関連事業者に該当し、当該事業者が再生利用を実施する際は、特例措置の対象となります。 2については、制度の現状欄に記載の通り、食品リサイクル法においては、当該特例の適用に係る自治体間協議を定める規定はありません。
11	⑤	「登録再生利用事業者制度」の認定について	バイオガス発電事業における登録再生利用事業者認定の早期化（事業開始と同時に希望）を図るべき	認定の取得後に事業停止する等の不適正事業を予防する為、平成27年以降登録再生事業者制度の認定を受ける為に最低1年間の事業実績が必要となっている。バイオガス発電事業は肥料化・飼料化と異なり産物のサプライチェーン構築が不要でありアウトプットは電気と二次処理物（汚泥・不遇物）と明確な為、事業開始当初から経営基盤は安定しやすい。また地域の食品リサイクル率向上への早期貢献と収益構造の強化による事業化インセンティブの向上が見込まれる。	農林水産省、環境省	食品リサイクル法においては、優良な再生利用事業者の育成等のために、食品循環資源を原材料とする特定肥料等の製造を業として行う者の事業場について、一定の要件を満たすものについて主務大臣の登録を受けることができることとしています。 登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するため、再生利用事業者の登録の申請に必要な書類として、再生利用事業の登録を申請しようとする者の過去1年間における特定肥料等の製造量及び販売量等の書類を求めています。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条	検討を予定	登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するためには、過去の再生利用製品の製造・販売の実績を考慮する必要があるため、過去1年間における特定肥料等の製造量及び販売量等の書類の添付を求めているところですが、優良な再生利用事業者の育成を促進するために、申請に当たって、事業開始から1年間に満たない事業者から登録の申請があった場合にも、事業開始後の製造量・販売量や販売先確保の見込み等を確認して登録できるよう検討してまいります。
12	⑤	施設設置及び業許可について	一般廃棄物と産業廃棄物の取り扱い実績について徹底した帳票管理を実施することを条件に、保管・投入・残渣管理などは一處、産廃を分けて管理する必要が無いようにすべき	一部自治体においては事業系一般廃棄物と産業廃棄物施設の設置許可を受ける際、保管ヤード・投入設備・処理後の残渣管理等を一般廃棄物と産業廃棄物で明確に分けるよう指導されるケースがある。1系統で済むところを2系統にする等設備費の増加を招いている。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を受託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを交付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討を予定	ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一處と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。
13	⑥	メタン発酵処理施設より発生する消化液処理の公共下水道処理施設における受入れについて	食品リサイクルの推進について自治体・事業者が連携して取り組める環境整備を進める場を創出すべき（自治体公共下水道処理能力に余力がある場合等、バイオガス施設消化液の公共下水道放流・処理を協議できるようにする（応分の費用負担＋排水処理基準の緩和措置 等））	都市部におけるバイオガス事業においては排水処理設備を個々に設置する必要がある。排水処理施設は建設費総額の概ね1/3程度を占め、バイオガス事業の課題の一つであるインシヤルコスト高は普及促進の課題である。これが実施できると、事業者は排水処理設備の設置コスト低減、自治体は下水処理場運営コストの一部をバイオガス事業者から徴収する等双方で費用の最適化を行うことにより地域の食品リサイクル推進とCO2削減を実現できる。（下水処理場内におけるバイオガス発電事業実施事例あり）	国土交通省、環境省	下水道法第10条に定める通り、公共下水道が供用されている地域においては、下水を公共下水道に流入させるための排水設備の設置義務が生じるため、提案内容の消化液についても、現行法にて公共下水道への受入れが可能です。 なお、下水道法第12条の11に定めるとおり、水質が一定の基準を超える下水を継続して公共下水道に排除する者に対し、公共下水道管理者は、条例で、除害施設（下水による障害を除去するために必要な施設）の設置等の措置を義務付けることができることとされています。 上記の「一定の基準」については、下水道法施行令第9条の4や、同令第9条の5で定める基準に従い公共下水道管理者が定める条例において規定されており、BOD、浮遊物質量、窒素含有量等に関する基準があります。これらの基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難な量として定められております。	下水道法（第十条、第十二条の二、十一）、下水道法施行令（第九条の四、五）	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、提案内容の消化液を含む下水についても、現行制度下において公共下水道に排除することが可能です。 なお、水質が下水道法施行令第9条の4等で定める基準を超える、消化液を含む下水を、継続して公共下水道に排除する場合には、公共下水道管理者が定める条例の規定に基づき、除害施設の設置等の措置を講ずる必要があります。
14	⑤	消化汚泥の取り扱いについて	消化液及び脱水汚泥の有効利用検討における取扱いについては試験計画・結果を管轄自治体に報告することにより自由に取り扱えるようすべき	一部の自治体では発酵槽消化液や脱水汚泥は排出事業者の廃棄物であるという考えのため、処理業者が有効利用（農業分野他）の開発や大学の共同研究を実施する場合全ての排出事業者の許可を取るような指導がなされており実質的に研究開発を認めていない事例がある。こうした指導は消化液など副産物のリサイクルを推進・支援している国の施策と逆行している。	環境省	「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用関係）について」（環境産産発第060331001号平成18年3月31日）においては、「営利を目的とせず、学術研究又は処理施設の整備若しくは処理技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う場合は、産業廃棄物の処理を業として行うものではない」として、同通知に適合する行為は廃棄物の処理ではないとしています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用関係）について」（環境産産発第060331001号平成18年3月31日）	検討を予定	自治体の指導の実態について調査を行った上で、「規制改革・民間開放推進3か年計画」（平成17年3月25日閣議決定）において平成17年度中に講ずることとされた措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用関係）について」（環境産産発第060331001号平成18年3月31日）に記載された内容等を、自治体に再度周知します。
15	⑤	今後の脱炭素社会に向けたバイオガス発電事業の位置づけ	食品廃棄物処理における最適ナリサイクル手法の検証をすべし(再資源化とエネルギー化のどちらを優先するか?)	バイオガス発電施設より発生する消化液を脱水した脱水汚泥には肥料成分が残っており、農業資材としての効果は立証されている。食品をそのまま堆肥にするのではなく一度メタン化によってエネルギーを回収した後の脱水ケーキを堆肥化の原料とすることで脱炭素化に寄与できる等、カーボンニュートラルに向けた最適ナリサイクル手法についての検証・議論が必要。	農林水産省、環境省	現行の食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月策定）においては、再生利用の優先順位を①飼料、②肥料（食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合を含む）、③きのこ菌床、④それ以外の再生利用（メタン化等）としています。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針	現行制度下で対応可能	再生利用の優先順位については、食料自給率の向上効果、食品循環資源の有する成分や熱量（カロリー）を有効に活用できるか、再生利用製品の需要が見込まれるか、といった観点から設定しており、バイオガス発電における消化液を肥料として活用することについては、「食品循環資源を原材料とするメタン化の際に発生する発酵廃液等を肥料の原材料として利用する場合」、肥料化として扱うことを食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（令和元年7月策定）に位置付けています。
16	⑤	バイオガス発電事業におけるFIT事業認定早期化	現状でも発生したバイオガス（主成分メタンガス）を用いた発電事業を行っている例は多いが、太陽光や風力と比べて、安定した電力供給ができるメリットからFIT事業認定を迅速に進めてほしい（一般的に8~10か月程度要する）。	-	経済産業省	再エネ特措法施行規則第5条及び第5条の2において各種認定基準が定められています。再エネ特措法第9条第4項及び第10条第4項において、バイオマス発電設備の認定申請の際は、農水省、国交省及び環境省に協議することと定められています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	現行制度下で対応可能	事業者によるFIT申請後、経産省において申請内容が認定基準を満たしているかについて審査を実施し、その後、再エネ特措法に基づき、原材料種に応じて各省庁との協議を経て認定となります。各省庁との協議を要するため、他電源と比較して一定の審査期間は必要となりますが、協議の際に補正等が発生しないよう、関係省庁と申請内容に関する情報共有を事前などの連携を図り、迅速な処理に努めます。
17	⑤	バイオガス発電事業におけるFIT事業認定簡略化	食品循環資源を原料としたバイオガス発電事業のFIT事業認定要件として、バイオマス提供者（排出事業者）より食品循環資源提供に関する覚書の締結を求めているが、未だ処分業許可を有さない事業者が排出元と覚書を取り交わすことは非常に難しく、また小規模食品事業者（個店の飲食事業者等）と覚書を取り交わすことはほぼ不可能な為要件から除外して頂きたい。	-	経済産業省	再エネ特措法施行規則第5条第1項第1号において、発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれることが認定基準として規定され、その確認のために求めています。	電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	検討を予定	長期安定供給を確保するため、再エネ特措法施行規則第5条第1項第11号の規定により、発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれることを求めています。 そのため、適正な循環資源であり、安定的な調達が見込まれることを担保するものとしてバイオマス提供者との食品循環資源提供に関する覚書の締結を求めています。 ご指摘の点については、今後、必要性及び妥当性が認められた場合には検討することといたします。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
18	⑤	食品リサイクル法対象業種指定の撤廃	現行の食品リサイクル法では食品関連4業種を規制の対象としてリサイクル推進を働きかけているが、対象をこの4業種に限定することなく、食品循環資源を不要物として排出する全ての主体にリサイクルを働きかけるべき。 具体的には、自治体のクリーンセンターへの食品循環資源の流れを止めることが肝要。第一にクリーンセンターの焼却手数料を上げることで、リサイクルに向けた経済的動機付けを強化する。第二に自治体が食品循環資源を分別せずにクリーンセンターで焼却する場合に、助成金を削減する等の規制を設ける。	食品リサイクル法は対象4業種に対して食品リサイクルの推進と関連した罰則規定を設けることで、食品廃棄物のリサイクル率を向上させましたが、法対象外の食品循環資源の排出者に対しては、排出者の自発的な取り組みに委ねるままとなっています。学校給食、企業の社食等、そして最も大きな潜在的な排出者である一般家庭からの食品循環資源の回収を促進できるよう、法律の見直しが必要です。 食品循環資源がリサイクルされない場合、自治体のクリーンセンターでの焼却処理が一般的です。事業系一般廃棄物の場合、多くの政令市を始めとして、自治体の焼却処理手数料が低い水準に留まっています。民間の焼却費用の相場と照らしても明らかに低く、公的資金の投入の影響が強いものと思われます。結果的に、多くの場合、バイオガス事業者の処理原価を下回ってしまうため、排出事業者にとってリサイクルを推進する経済的動機が働きません。食品循環資源を焼却せず、エネルギーとして有効活用することを自治体への助成条件とする等、リサイクルの推進を阻害しかねない助成制度は速やかに見直すべきと考えます。	農林水産省、環境省	(対象業種関係) 食品リサイクル法における食品関連事業者については、業として食品の製造、加工、卸売、小売を行う者や、飲食店等を事業として行う者を対象としています。このため、企業等から委託を受けて当該企業内で食堂の事業を行う場合は、委託事業者が食品関連事業者の対象となり得ます。一方で、企業が福利厚生のために自社で運営する食堂等は含まれません。また、一般消費者は対象外です。 (手数料と助成関係) 一般廃棄物の処理に係る手数料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定による「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、各自治体が個別に定めています。この手数料の料金水準は、各自治体から、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮して設定すべきものである旨、「一般廃棄物処理有料化の手引き」で示しているところです。 また、「循環型社会形成推進交付金」制度により、廃棄物の3Rを総合的に推進することを目的とし、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進しております。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項	(対象業種関係) 食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生者の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品リサイクル法において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うこととしています。 一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生者の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではないと考えられますが、ご指摘のとおり、全ての主体にリサイクルを働きかけることは必要であり、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針(令和元年7月策定)の中で、「食品関連事業者以外の食品廃棄物等を発生させる者」においても、食品関連事業者の取組に準じて、食品ロスの削減を含む食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする旨を規定しています。また、「消費者」にも、食品リサイクル法第4条において、発生抑制及び食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用に努める旨の責務を規定しています。 (手数料と助成関係) ご要望にある一般廃棄物の処理に係る手数料については、一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために有効なものとして位置付けられており、こうした目的の下、「一般廃棄物処理有料化の手引き」の策定により、市町村による有料化の取組を支援しているところ、より望ましい形で資源化を促進する観点から、同手引きを改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討するとともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨周知することを予定しています。 ご要望にある助成金に関しては、新たに一般廃棄物焼却施設の整備計画を進めるに当たっては、一般廃棄物の減量化等を図る観点から、一般廃棄物処理の有料化を検討することを「循環型社会形成推進交付金」の交付要件としております。	
19	⑤	食品循環資源排出者にCO2削減のインセンティブが働く制度	食品循環資源をリサイクルすることが、どのようにCO2削減につながるかを定量化することが必要。食品循環資源の排出者はその処理を行う中でCO2を排出する可能性があり、適切なリサイクルを行う事でCO2排出量の低減化を達成できるという枠組みの構築が必要である。そのためには、リサイクル方法ごとのライフサイクルアセスメント(LCA)を開発し、排出者及びリサイクル事業者が活用できる体制を整えるべき。	RE100のような民間事業者の自主的な取り組みが進む中で、当社を始めとするバイオガス事業者への期待が高まっている一方、明確な付加価値を排出者に返せていないという事態が続いております。焼却するのではなくバイオガス事業の原料とすることで、一見CO2削減に貢献しているのは自明のように見えますが、例えばFIT電力の非化石証書のような定量化可能なトークンがないためです。最近契約した排出者から、既に飼料化を行っている荷物に対して、CO2削減の観点からメタン発酵処理に切り替えたいという考えを聞くことがありました。もはや食品リサイクル率だけでは、事業者の取り組みを測る尺度として不十分と思われます。 農林水産省で各食品リサイクル手法ごとのCO2削減量をLCAを用いて比較する調査事業を、2013年(平成25年)に実施していますが、その後、同様の調査は行われていないようです (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syokuhin/s_yosan/pdf/25itaku.pdf)。同様の研究が定期的を実施されることが必要と考えます。	農林水産省、環境省	—	—	検討を予定	令和3年5月に農林水産省で公表した「みどりの食料システム戦略」においては、サプライチェーン全体のCO2排出削減や見える化に取り組むこととしており、本戦略を推進する中で、技術の進歩や社会情勢の変化を踏まえた食品リサイクルにおけるCO2排出削減の見える化についても検討します。
20	⑤	食品リサイクル法における廃棄物処理法上の特例の拡大	① 対象4業種以外の排出者から発生する食品循環資源の収集運搬に対しても、収集運搬許可に係る特例を認める。 ② 一般廃棄物に限らず、産業廃棄物に対しても、食品循環資源を収集運搬する際には、収集運搬許可に係る特例を認める。 ③ 再生利用事業計画制度において、バイオガス事業が認められた実績が一件もない。バイオガス事業も認定すること。	食品リサイクル法において、登録再生利用事業者認定及び再生利用事業計画認定を得ることで、一般廃棄物収集運搬許可に関して特例的に規制が緩和される制度が定められている。対象4業種、あるいは産業廃棄物か一般廃棄物に関わらず、食品循環資源全体に対して特例が認められることで、集荷量の向上だけでなく収集運搬の効率性向上といったCO2削減に直接寄与することができます。また、再生利用事業計画制度においては、未だバイオガス事業が一件も認められていません。法律の条文を読む限り、バイオガス事業由来のエネルギーを用いた循環システムが認められない規定はないと考えますが、見解を提示いただきたい。	農林水産省、環境省	① 食品リサイクル法においては、食品関連事業者からの委託を受けてリサイクル業者の事業場に食品廃棄物の運搬を行う場合の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例等を設けています。 食品関連事業者については、業として食品の製造、加工、卸売、小売を行う者や、飲食店等を事業として行う者を対象としているため、企業が福利厚生のために自社で運営する食堂等は含まれません。 ② 食品リサイクル法第21条第1項において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例として、登録再生利用事業者制度の登録を受けた事業場へ食品循環資源(一般廃棄物に限る)を運搬する場合は荷卸し地においては運搬の許可が不要となる特例措置があります。 また、同条第2項において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例として、再生利用事業計画認定制度により大臣の認定を受けた計画内で行われる場合の収集又は運搬(一般廃棄物の収集又は運搬に限る)の許可が不要となる特例措置があります。 ③ 食品廃棄物(食品循環資源)の発生者である食品関連事業者、食品循環資源のリサイクルを実施するリサイクル業者、リサイクル製品を利用する農林漁業者等の3者が連携し、リサイクル製品の利用により生産された農畜水産物等の利用までを含めた計画(再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ))を策定した場合、主務大臣が認定を行い、認定を受けた場合、食品関連事業者の委託を受けてリサイクルに利用する食品循環資源の収集・運搬を行う者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物の収集・運搬の業の許可を不要とすることとしています。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第2条第4項、第21条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項	①対応不可 ②対応不可 ③現行制度下で対応可能	① 食品関連事業者は、その事業活動に伴い多量かつ継続的に食品廃棄物を排出しており、食品廃棄物等の発生者の抑制及び再生利用への最大限の努力が求められます。このため、食品リサイクル法において、食品関連事業者に対し、再生利用等の実施目標の達成と取組に当たっての基準の遵守を求め、多量発生事業者等に対しては、取組が不十分な場合は国が勧告や命令等を行うといった規制措置を講じています。こういった規制措置とあわせて、このような措置の対象となっている食品関連事業者の再生利用の実施を確保できるよう運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等が設けられています。 一方で、自社で運営している食堂や学校給食の施設は、福利厚生の一環で行われており、事業性が乏しいため、食品関連事業者と同様に食品廃棄物等の発生者の抑制及び再生利用の取組を求めることは適切ではなく、食品関連事業者を含むことは適当ではありません。このため、これらの事業者が再生利用を実施する際に、運搬の許可に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律の特例措置等の対象とすることは困難です。 ② 食品リサイクル法の登録又は認定を受けた場合、広域的で効率的な再生利用の実施を確保する観点から廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一般廃棄物の運搬の許可に係る特例措置が設けられており、産業廃棄物の運搬については、一般廃棄物の運搬に比べ既に十分に広域での運搬が可能となっていると考えていますが、事業者の実態調査等を行った上で、必要な検討を行っています。 ③ 再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)は、食品リサイクル法上の再生利用に該当するリサイクル製品(特定飼料等)である、飼料、肥料(メタン化の際発生する廃液の肥料利用を含む)、メタン(バイオガス)等を製造する再生利用事業が認定の対象となります。メタン(バイオガス)を製造する事業の認定事例として、メタン化の際発生する廃液を液肥として利用するものがあります。
21	⑤	食品循環資源における一般廃棄物と産業廃棄物の区別	食品循環資源は、発生工程に即して一般廃棄物と産業廃棄物に分けられているが、この区別がリサイクルを進めるにあたって障害になることが多い。国が明確な基準を示していないため、自治体ごとに指導方針が統一されない「地方ルール」の典型となっている。一般廃棄物と産業廃棄物の区分を堅持するのであれば、再生利用事業者の原則混合処理を認め、残渣の処理も含め区別することを免除することを求める。若しくは、より踏み込んだ改変として、食品循環資源においては一般廃棄物と産業廃棄物とを横断する「食品循環資源」というカテゴリーを新設することを提案する。	一般廃棄物と産業廃棄物の区別を徹底するよう指導する自治体が多く見受けられます。極端なところでは、一般廃棄物用と産業廃棄物用の処理ラインを別個に設けることを許可取得の条件とするところもあります。また、発酵後の残渣についても、一般廃棄物由来の残渣は一般廃棄物として、産業廃棄物由来の残渣は産業廃棄物として処理せねばならず、仮に区別できない場合は一般廃棄物処分許可と産業廃棄物処分許可を共に有する処理施設に処理委託を行わなくてはならないという指導が全国的に行われている一方で、一般廃棄物処分許可と産業廃棄物処分許可を共に有する民間処理施設は限られており、市場原理が働かないことから、残渣処理費が恒常的に高くなってしまい、事業性を悪化させる要因となっているだけでなく、既存の手続きの踏襲を優先して、エネルギーの無駄が発生している状況です。 食品循環資源においては既存の廃棄物の分類方法は適正でないと考えております。産業廃棄物においては、「動植物性残渣」だけでなく、「汚泥」、「塵埃」、「廃アルカリ」といった分類が食品循環資源にも適用されることがあります。人間が口にするものであった食品循環資源は、環境負荷においても他と明確に区別できるものであり、新しい分類カテゴリーを設定するのが望ましく、それに準拠した制度設計、大幅な見直しを求めます。	環境省	市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有し、当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものです。また、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における処分が完了するまでの一連の工程に及びます。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を受託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを送付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討を予定	廃棄物の区分は、処理責任の所在の観点から、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれています。事業活動に伴って排出されるもののうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則の下、排出事業者の責任により処理されるものを産業廃棄物とし、これ以外の廃棄物を、市町村の責任の下で処理される一般廃棄物としており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るといふ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を達成するため、それぞれの処理責任のもとで適正に処理されるべきものと考えます。 ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
22	⑤	プラント機能の水平分業を可能にする中間処理許可・登録再生利用事業者認定制度	食品循環資源から容器包装を取り除く前処理に特化した中間処理設備に対して、登録再生利用事業者としての認定及び収集運搬の特例を認められるようにする。加えて、下水汚泥にJIS規格が認められているのと同様に、前処理工程を経たメタン発酵原料バイオマスについても燃料としての規格化を行うことが望ましく、研究・実証を実施する。	当社工場の処理ラインは、大きく分けて、容器包装とバイオマスを分離する前処理工程と、分離後のバイオマスを発酵しエネルギーに転換する後工程とで構成されています。食品リサイクル法によって認定される再生利用事業者登録は集荷上の特例を認める規制緩和措置ですが、メタン発酵の場合は上記の全工程が揃っていないと原則認定が降りません。このことがバイオガス事業の拡大を阻害しています。 例えば、「排出事業場に近いところで破砕・選別・可溶化といった前処理工程だけを行い、原料をスムージー状にして場外に出荷する処理場」、「それらをエネルギー需要地の近くで引き受け、発酵させ、エネルギー化するプラント」といった機能分離・分散を可能にするだけで、ロジスティック上のCO2削減を可能にするだけでなく、大規模処理場の建設時に不可避である用地の問題も解決できると考えます。FIT認定終了後のプラントの事業性確保にも可能性を広げる措置にもなります。このような柔軟な事業プランを可能にする制度設計あるいは緩和措置を要望いたします。	農林水産省、環境省	食品循環資源を原材料とする特定肥料等々の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の認定を受けることができることとしています。登録の対象となる再生利用事業は、製造されたものが製品として流通等が可能な状態に至ることが前提であるため、中間処理のみを行う事業場の場合は、再生利用事業の登録の対象としていません。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項	対応不可	再生利用事業の登録は、確実に最終製品化を行う再生利用事業者の事業場を対象としており、中間処理のみを行う事業場を対象とした場合には、別の事業場へ適切に運搬され、最終製品化されたかの担保や、最終製品となった特定肥料等が利用されずに廃棄されるおそれがないか等の担保が必ずしもとれません。このため、中間処理のみを行う事業場は登録の対象とすることは困難です。
23	⑤	バイオガスのガスとしての利用推進	① ガスFITを導入することで、CO2削減効果の観点では発電よりも優位なガス状態での利用に対して事業的動機付けが働くようにする。 ② 低品位なバイオガスを流通させるための研究の実施。	生ごみのメタン発酵技術では、方式を問わず、リサイクル生成物は一旦メタンガスの形態をとります。多くのバイオガス事業者は、事業性の観点からFIT制度を活用すべく、取り出したメタンガスを燃焼させ、発電燃料として用いますが、CO2排出削減効果の観点ではガスのまま活用する方が、エネルギーロスが少なく望ましい。当社は、国の補助事業の元で東京ガス株式会社と共同でガス管導入実証を行った実績があるが、事業性の観点からガス利用を中断しているところ。CO2削減効果の観点では電気に勝るバイオガス利用に対して事業的動機付けが働くようFIT助成の枠組みの導入を求めます。 また、本邦では都市ガスが家庭向けに限らず、製造業でも用いられることから、非常に高品質なものとなっています。このことがバイオガスの都市ガス混合利用の支障になっている側面があります。精製された都市ガスと比べるとどうしても低品位になってしまうバイオガスについて、独自の規格を設ける等、利活用の拡大に向けた研究実証が必要と考えます。 参考 https://www.env.go.jp/recycle/waste/conf_raw_g/05/ref01.pdf	経済産業省	制度措置はなされていません。	なし	①検討を予定 ②その他	①について、バイオガスを含む再生可能エネルギーは、エネルギー安全保障にも寄与できる重要な脱炭素の国産エネルギー源であり、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、最大限導入していくことが政府の基本方針です。 ②バイオガスを活用して生成されるバイオガスはカーボンニュートラルに向けた複数の手段の1つですが、カーボンニュートラルに向けては、各手段に係る技術の進展状況や社会実装の状況を踏まえつつ、その段階ごとに費用負担の在り方を含め、必要な支援を検討したいと考えております。 なお、ガス事業託送供給料料金算定規則に基づき、バイオガス調達費については、一般ガス導管事業者が託送供給にあたっての原価として算定することが可能であることから、バイオガスの利用促進に資する措置が一定程度講じられているものと考えております。 ②について、ガスの脱炭素化に向けて、バイオガスを含む様々な手段の活用に向けた検討を進めていく考えですが、発熱量調整、付臭、成分調整が未了である低品位なガスを一般ガス導管事業者の都市ガス導管へ注入した場合、当該ガスは不特定多数の需要家に届けられることとなり、需要家の安全性（ガス消費機器による一般化炭素中毒やその他の事故が発生する可能性）・利便性（燃焼機器が正常に作動せず、ガス消費機器関連の事故が発生する可能性）、小売料金の正確性（体積ベースの課金とした場合に需要家間で不公平が生ずる可能性）等に影響を与えることが考えられるため、こういった点に留意が必要と考えています。
24	⑤	一般廃棄物処理業許可の緩和	一般廃棄物処理施設の設置許可は都道府県の認可である。都道府県が設置許可を出す施設には、市町村側も処理業の認可を出すよう緩和すべき。	食品スーパー、コンビニ、外食業等から排出する生ごみは事業系一般廃棄物であるため、これらを受入れるには一般廃棄物処理業許可が必要であるが、この処理業許可が取得できない。 事業系生ごみを原料とすることが事業採算確保の要であるが、一般廃棄物処理は市町村の専管事項であり、当該市町村から処理業許可がでない事業用地を取得しても事業にならない。市町村側が当事業に理解がないことが多く、他の市町村で発生した生ごみを自地区に持ち込むことに忌避感が強く、これまで多くの市町村で許可を出さず、バイオガス発電事業拡大において最大の障害となっている。	環境省	当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であると認めるときでなければ、市町村長は、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないこととされています。 これは、平成26年1月28日最高裁判決でも示された、以下の観点によるものです。 ①一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であること。 ②一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等から、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。 ③当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可により、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれた場合、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るおそれがある。 ④許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第1号、第10項第1号	対応不可	一般廃棄物処理業の許可に係る制度の現状は左記のとおりであり、「他の市町村で発生した生ごみを自地区に持ち込むことに忌避感が強く」という点のみが許可行為の有無に影響を与えるものではありません。一般廃棄物処理業の許可に当たっては、平成26年1月28日最高裁判決でも示された観点を踏まえ、各市町村において、適切に判断されるべきものと考えられます。
25	⑤	一般廃棄物処理業許認可優遇措置	再生可能エネルギーに供する一般廃棄物処理業の許認可は、優先して決裁するよう自治体に通達すべき。	自治体によっては、一般廃棄物処理業の許認可に難色を示すケースがある。	環境省	当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であると認めるときでなければ、市町村長は、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないこととされています。 これは、平成26年1月28日最高裁判決でも示された、以下の観点によるものです。 ①一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であること。 ②一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等から、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。 ③当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可により、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれた場合、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るおそれがある。 ④許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第1号、第10項第1号	対応不可	一般廃棄物処理業の許可に当たっては、平成26年1月28日最高裁判決でも示された観点を踏まえ、各市町村において、適切に判断されるべきものと考えられます。
26	⑤	市町村が徴収する一般廃棄物処理手数料及に発電事業者側の手数料の扱い	市町村の処理手数料は地域により12円/kg～55円/kgと大きく差がある。全国的な手数料の引き上げを実施するか、バイオガス発電事業者が運出する地域の事業系生ごみは市町村の清掃工場では受け入れない方針とし、発電事業者側が任意で手数料を決められるよう規制緩和をすべき。	事業系一般廃棄物の集荷量によりバイオガス発電の事業規模が決まり、発電量にも大きく影響する。廃掃法上市町村が徴収している手数料を超えて、徴収することはできないので、安い手数料では事業の運営ができず、バイオガス発電事業の拡大を大きく阻害している。 近年環境省は市町村に対し税金負担の軽減と、生ごみ等の再生利用事業を成立しやすくするため、適切な手数料の徴収を促している。 また家庭から発生する生ごみは焼却炉の維持費の増大を招いている、住民の理解と協力を求めて、極力焼却処理は遅けるべき。	環境省	一般廃棄物の処理に係る手数料は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の2第1項の規定による「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に基づき、各自治体が個別に定めています。この手数料の料金水準は、各自治体が、一般廃棄物の排出抑制及び再生利用の推進への効果や住民の受容性、周辺市町村における料金水準などを考慮して設定すべきものである旨、「一般廃棄物処理有料化の手引き」で示しているところである。 また、一般廃棄物処理業の許可を受けた者は、市町村住民に不公平を来さないよう、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第12項の規定に基づき、市町村が設定する処理手数料を超える料金を徴収してはならないとされています。 加えて、市町村は、統括的処理責任を果たすという観点から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定に基づき、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集・運搬し処分しなければなりません。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討を予定	ご要望にある一般廃棄物の処理に係る手数料については、一般廃棄物の排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるために有効なものとして位置付けられており、こうした目的の下、「一般廃棄物処理有料化の手引き」の策定により、市町村による有料化の取組を支援しているところ、より望ましい形で資源化を促進する観点から、同手引きを改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討するとともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨周知することを予定しています。
27	⑤	「廃棄物」の区分に関する見解の統一	一般廃棄物、産業廃棄物の区分を排除することは相当難しいかと思うが混合することに対する柔軟な取り扱いや、自治体ごとの解釈の統一をすべき。	メタン発酵発電の場合、同じ内容の廃棄物（例えば食品廃棄物）でありながらその出自により「産業廃棄物」「一般廃棄物」に区別される。「産廃、一廃を混合して発酵してはならない」という指示が自治体からあったと極端な事例も聞いたことがある。また、「発酵残渣だけ産廃由来、一廃由来で残渣を分別せよ、不可であれば重量按分せよ」という指摘があったとも聞く。 自治体によって産廃、一廃の解釈が異なることも多々あり、ある市町村では「産業廃棄物」とされているものが、違う自治体では「一般廃棄物」として取り扱われていることもある。 メタン発酵発電の事業性を左右する大きい要素の一つは「処理規模（収集できるごみの量）」であり、事業者としては産廃、一廃を区別することなく収集し処理量を増やすことを常に考えている。	環境省	市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有し、当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものです。また、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における処分が完了するまでの一連の工程に及びます。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を委託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを送付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討を予定	廃棄物の区分は、処理責任の所在の観点から、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれています。事業活動に伴って排出されるもののうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則の下、排出事業者の責任により処理されるものを産業廃棄物とし、これ以外の廃棄物を、市町村の責任の下で処理される一般廃棄物としており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るといふ廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を達成するため、それぞれの処理責任のもとで適正に処理されるべきものと考えます。 ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
28	⑤	産廃一廃の区分をなくした施設認可と業認可	産廃は都道府県、一般廃は市町村と区分した許認可手続きを、市町村との十分な意見交換を経て、都道府県による一括認可に緩和すべき。	原料の集荷に、産業廃棄物と一般廃棄物の処理業許可が必要であり、個別折衝で手続きが煩雑で時間がかかる。バイオガス発電の本業は「再生可能エネルギー電気」の発電事業である。廃棄物は原料であり、その取扱いについて熟知している経験豊富な経営者が行う事業においては、産廃、一般廃の区分をなくした施設認可と業認可が可能となるよう緩和をお願いしたい。またこの緩和には地元市町村との十分な意見交換が必要であることは否めない。	環境省	市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有し、当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものです。また、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における処分が完了するまでの一連の工程に及びます。加えて、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難であると認めるときでなければ、市町村長は、一般廃棄物処理業の許可をしてはならないこととされています。これは、平成26年1月28日最高裁判決でも示された、以下の観点によるものです。①一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であること。②一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適正な処理が求められること等から、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていない。③当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可により、許可業者の濫立により需給の均衡が損なわれた場合、その経営が悪化して事業の適正な運営が害され、これにより当該区域の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るおそれがある。④許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められる。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	対応不可	一般廃棄物処理業の許可に当たっては、平成26年1月28日最高裁判決でも示された観点も踏まえ、各市町村において、適切に判断されるべきものと考えられます。
29	⑤	バイオガス発電施設の一廃産廃の区分の撤廃	バイオガス発電では受入から残渣の排出まで扱い区分を撤廃し、残渣処理は産廃で行えるよう規制緩和すべき。	一般廃棄物は受入から残渣の処理まで全て一般廃棄物として産廃とは異なる扱いが求められ、運営上の大きな支障となっている。一廃は産廃と区分した受入とし、処理後の廃プラ、乾燥汚泥も産廃とは区分した処理を求められる。民間での一般廃棄物処理施設は少なく、処理ができない場合、事業化が不可能となる。また区分した施設建設は二重投資を強いるので事業化は不可能となる。	環境省	市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有し、当該市町村が自ら処理を行う場合はもとより、他者に委託して行われる場合でも、その行為の責任は引き続き市町村が有するものです。また、排出事業者は、その廃棄物を適正に処理しなければならないという重要な責任を有しており、その責任は、その廃棄物の処理を他人に委託すれば終了するものではなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律における処分が完了するまでの一連の工程に及びます。廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を委託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを送付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討予定	産廃物の区分は、処理責任の所在の観点から、一般廃棄物と産業廃棄物に分かれています。事業活動に伴って排出されるものうち、多量排出性や有害性等の観点から、汚染者負担原則の下、排出事業者の責任により処理されるものを産業廃棄物とし、これ以外の廃棄物を、市町村の責任の下で処理される一般廃棄物としており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るという廃棄物の処理及び清掃に関する法律の目的を達成するため、それぞれの処理責任のもとで適正に処理されるべきものと考えます。ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。
30	⑤	メタン発酵時の廃棄物処理法解釈ガイドライン整備	メタン発酵時の原料ピットは混合一体であるべきとしたガイドラインを整備すべき。	一般廃棄物及び産業廃棄物を混合してメタン発酵の原料とする際、自治体毎に原料の受入れに対する考え方が異なり、施設建設費が上昇するケースがある。例えば一廃、産廃の原料毎に受入れピットを設けなければならないとする自治体もあれば、混合ピットとし、原料搬入時に受入量・種類を記録し按分する形で可とする自治体もある。ピットで区分するには経済合理性に欠け、またバイオマス原料均質化の観点からも原料ピットは混合一体であるべきとしたガイドラインの整備を提言する。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を委託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを送付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討予定	ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。
31	⑤	メタン発酵残渣やメタン発酵不遇物の取扱解釈ガイドライン整備	バイオマス原料が一廃、産廃混合の場合の取り扱いに関するガイドラインの整備（統一的な見解）すべき。	バイオマス原料が一廃、産廃混合の場合、メタン発酵残渣及びメタン発酵不遇物の取扱（一廃か産廃か）について、自治体毎に考え方が異なり、施設建設費が上昇するケースがある。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物を除き、一般廃棄物と産業廃棄物を混合して処理することを禁止する規定はありません。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第1項において、産業廃棄物を生ずる事業者は、廃棄物の種類及び数量等を記載した産業廃棄物管理票を交付しなければならないとされ、同条第4項においては、当該産業廃棄物の処分を委託した者は、当該処分を終了したときに、当該処分を委託した事業者に当該管理票の写しを送付しなければならないとされています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討予定	ご要望にあるような一般廃棄物と産業廃棄物の両方を処分する場合の適切な取扱いについては、自治体の指導の実態について調査を行い、事例を収集した上で、一廃と産廃の混合収集・処分は原則可能である旨と、その場合の産業廃棄物管理票の記載、処理後の残さの扱い等に関する留意事項等について自治体に周知します。
32	⑤	メタン発酵（バイオガス化）施設の立ち上げに必要な種汚泥の確保について	メタン発酵施設の立ち上げに下水汚泥を活用する際、試験研究時の緩和と同様、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しないこととすべき。	バイオマスのメタン発酵施設を建設し、最初に立ち上げる際には、メタン発酵菌を含む種汚泥の投入が必要だがまとまった量の種汚泥を確保するには下水汚泥の消化を実施している施設の消化汚泥を活用するのが現実的である。下水汚泥は産業廃棄物であり、消化汚泥を扱うには、産業廃棄物としての扱いとなる。家庭ごみや事業系生ごみを処理対象とするメタン発酵施設の多くは一般廃棄物処理施設として整備されるため、通常産業廃棄物処理施設の設置許可を有しておらず、下水消化汚泥の活用に支障がある。環境省から発出された環境産060331001号では、産業廃棄物を使用した試験研究においては、産業廃棄物処理施設の設置許可を要しないとの緩和がなされている。しかしながらメタン発酵施設の立ち上げを試験研究と解釈することは難しい。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律においては、政令で定める産業廃棄物の処理施設を設置しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととされています（第15条）。「『エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針』（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用関係）について（通知）」（環境産発第13032911号平成25年3月29日）においては、「産業廃棄物の占有者（排出事業者等）がその産業廃棄物を、再生利用又は電気、熱若しくはガスのエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者へ引渡す場合においては、引渡し側が輸送費を負担し、当該輸送費が売却代金を上回る場合等当該産業廃棄物の引渡しに係る事業全体において引渡し側に経済的損失が生じている場合であっても、少なくとも、再生利用又はエネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者が占有者となった時点以降については、廃棄物に該当しないと判断しても差し支えないこと。」としております。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討予定	自治体の指導の実態について調査を行った上で、平成25年3月29日の通知の内容も踏まえつつ、種汚泥は廃棄物に当たらないとする整理について検討し、その結果を自治体に周知します。また、自治体が判断に迷う場合は環境省が相談を受けつけることとします。
33	⑤	湿潤系廃棄物（生ごみなど水分が多いバイオマス廃棄物）の手続きの一本化	下水処理場に受け入れるバイオマス系廃棄物は、処理場内に受け入れた時点で下水道法の管轄とし、処理設備の手続きを1本化すべき。	下水処理場に生ごみや食品系廃棄物を受け入れ、メタン発酵してエネルギー回収する取組の検討が増えてきている一方、地域で排出されるバイオマス系廃棄物を下水処理場に持ち込む場合の法解釈が明確でなく、「あわせ産廃」「MICS事業」「一般廃棄物」「条例」「特区」「業許可のみ」など、様々な条件・解釈があるため、自治体の判断に時間を要する。また、受入後の設備の届出なども、この判断により様々であり、自治体様も他の地域での事例などを参考にすることも、結論が出しづらく検討に時間を要し、普及が進まない。	環境省、国土交通省	下水処理場に廃棄物を受け入れる場合は、原則として一般廃棄物又は産業廃棄物の処分業の許可（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条、第14条）が必要である。また、施設の規模等に応じて、一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設の設置許可が必要となります（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条、第15条）。ただし、公共下水道管理者は、汚水ます、終末処理場その他の公共下水道の施設から生じた汚泥等のたい積物その他のものについては、下水道法に定める基準に従い適切適正に処理することとされているため（下水道法第21条の2）、その限りで廃棄物の処理及び清掃に関する法律は適用されず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可は不要です。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 下水道法	検討予定	下水道法が適用されない場合の自治体における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用について調査し、可能な限り類型化した上で公表することを検討します。
34	⑤	下水汚泥（地域バイオマスとの混合メタン発酵残渣も含む）の有価エネルギー利用時の廃棄物該当性の緩和	下水汚泥（地域バイオマスとの混合メタン発酵残渣も含む）を、エネルギー利用目的で有価取引をする場合は廃棄物でないとする明確な判断基準を示すべき。	下水道法改正により下水汚泥のエネルギー化・肥料化の努力義務が規定されたものの、下水汚泥の利活用に積極的でない自治体がある。また廃棄物か否かを判断するために「下水汚泥エネルギー化技術ガイドライン」などがあるものの、明確な基準は示されていない。ユーザーである石炭火力発電所やセメント会社など石炭ボイラ（廃棄物処理施設許可はなし）を持つ企業は、下水汚泥の分析結果を確認し善くないと判断されたものは燃料化物として評価し有価で受入りたい意向を示してくれるにも関わらず、下水処理場で排出される下水汚泥は産業廃棄物と判断され、廃棄物処理施設でない燃やせないため、燃料化物として有効利用するスキームが組めなくなる、また総合判断の判断に時間がかかる問題が生じている。下水汚泥にバイオマス燃料として活用できるようになれば、ユーザー側に使用メリットが出来るとともに、下水道法での燃料利用推進・普及展開にもつながるものである。	環境省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項は、廃棄物を、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）」と定義し、廃棄物処理施設の設置には都道府県知事の許可を有することとされています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条）。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討予定	下水汚泥等は、悪臭の発生や飛散流出が起きやすい性状であり、エネルギー利用が否かに関わらず、住民トラブルを起こしやすいものです。従って、「廃棄物」と判断されるものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の下で適正に管理すべきと考えます。他方、「廃棄物」かどうかは、個別のケースに応じて自治体が判断することとなっていますが、判断に時間がかかったり、自治体によって異なる判断になってしまう場合があります。これは、自治体において初めて相談を受ける場合や、判断が難しい案件の場合であると考えられるので、平成24年度に策定した「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を更新し、自治体が判断に迷ったときに参照できる他自治体の判断根拠等を整理し、公表することとします。また、本事例集の当てはめに関して判断に迷う場合は、環境省が相談を受け付けることとします。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
35	⑤	登録再生利用事業者の認可要件の緩和	登録再生利用事業者の認可は、広域で生ごみを収集するためには必須の認可であるが、不正を行う事業者を排除するための処置であれば、当事業の運営に5年以上の実績を有する経営者の存在等で、事業開始前の認可が可能となるよう、緩和すべき。	登録再生利用事業者の認可取得は、事業開始後1年以上の実績が必要となっており、その間は事業系生ごみの受入れが立地自治体内で発生するものに限られる。事業系生ごみの集荷は施設が立地する自治体内で発生するものだけでは原料として不足するため、近隣の広域自治体で発生する生ごみを集荷する必要があるが、この受入には登録再生利用事業者として、農水、環境、経産の3省許可が必要となっている。近年この認可を受けた事業者が不適切な運営を行い、事業者側の運営を厳しく確認する必要があることから、1年以上運営実績を見て、認可する処置が取られているが、認可取得まで1年以上原料不足では事業運営、資金調達が困難となり、事業拡大の阻害要因である。	農林水産省、環境省	登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するため、再生利用事業者の登録の申請に必要な書類として、再生利用事業の登録を申請しようとする者の過去1年間における特定肥料料等の製造量及び販売量等の書類を求めています。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条	検討を予定	登録再生利用事業者による再生利用事業の適正な実施を確保するためには、過去の再生利用製品の製造・販売の実績を考慮する必要があるため、過去1年間における特定肥料料等の製造量及び販売量等の書類の添付を求めているところですが、申請に当たって、事業開始から1年間に満たない事業者から登録の申請があった場合にも、事業開始後の製造量・販売量や販売先確保の見込み等を確認して登録できるよう検討してまいります。
36	⑤	新たな廃棄物種別の法整備	再生可能エネルギーに供する廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みから抜け出し、循環エネルギー原料物とする、新しい枠組みの法整備をすべき。	現在我が国の廃棄物は、大別して一般廃棄物及び産業廃棄物の2種類に区分され法整備が成されている。一方、バイオガス発電は廃棄物から再生可能エネルギーとなるメタンガスを生成し、発電や水素製造等に有効利用し、地域循環を形成するものである。しかし、廃棄物を原料とし処理を行う施設は、資源を循環し地域活用するイメージとリンクせず、いわゆる「迷惑施設」の域を超えていない。よって、再生可能エネルギーに供する廃棄物は、一般廃棄物、産業廃棄物の枠組みから抜け出し、循環エネルギー原料物とする、新しい枠組みの法整備を提言したい。例えば、アセスメントの簡略化、住民同意の自治体からの支援、発酵残渣（消化液）利用の促進（肥料登録の簡略化）等々。これにより、グリーンウェストとして廃棄物のもつ炭素価値の向上が図れるものである。	環境省、農林水産省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項は、廃棄物を「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義し、廃棄物には一般廃棄物（同条第2項）と産業廃棄物（同条第4項）とがあります。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	検討を予定	バイオガス燃料になりうる下水汚泥等は、悪臭の発生や飛散流出が起きやすい性状であり、エネルギー利用が否かに関わらず、住民トラブルを起こしやすいものです。従って、「廃棄物」と判断されるものについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の下で適正に管理すべきと考えます。他方、「廃棄物」かどうかは、個別のケースに応じて自治体が判断することとなりますが、判断に時間がかかったり、自治体によって異なる判断になってしまう場合があります。これは、自治体において初めに相談を受ける場合や、判断が難しい案件の場合であると考えられるので、平成24年度に策定した「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を更新し、自治体が判断に迷ったときに参照できる他自治体の判断根拠等を整理し、公表することとします。また、本事例集の当てはめに関して判断に迷う場合は、環境省が相談を受け付けることとします。
37	⑤	建築基準法第51条但し書きの免除	バイオガス発電施設について、廃棄物処理施設としての扱いから、製造業としての業種変更で、建築基準法第51条但し書きを免除するよう緩和すべき。	廃棄物処理施設の立地には、同法51条但し書きにより、事務手続きが大変煩雑で、建設許可の取得まで多くの時間がかかり、この間の人件費等の経費は多額なものとなり、新規に事業進出を目指す事業者にとっては、負担が大きい。	国土交通省、環境省	都市計画区域内においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項（ごみ焼却場を除く）又は第7条第1号から第13号の2までに掲げる処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはなりません。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合においては、この限りではありません。	建築基準法第51条、建築基準法施行令第130条の2の2、3	現行制度下で対応可能	建築基準法第51条に掲げられている施設については、周辺の環境に大きな影響を及ぼすおそれがありますので、原則として都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ新築等ができないこととされていますが、小規模な施設等（建築基準法施行令第130条の2の3で定める規模の範囲内）の新築等については、許可手続きを不要としています。なお、バイオマス発電施設が、汚物処理場、ごみ焼却場及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項（ごみ焼却場を除く）又は第7条第1号から第13号の2までに掲げる処理施設に該当しないこととなれば、建築基準法第51条は適用されません。
38	⑤	バイオガスの都市ガス導管注入について	バイオガスを精製して都市ガス導管注入する基準を、現実的な範囲で緩和すべき。	バイオガスを精製して都市ガス導管注入する場合は、発熱量調整や付臭に加え、微量成分の高度な除去を行い、都市ガスと同等の成分としてから注入する必要がある。 ・微量成分を含めた、導管注入の基準が非常に厳しく、大変高度な精製が必要であり、バイオガス有効利用の妨げとなっている。（例えば大阪ガスの場合、一酸化炭素<0.05%、酸素<0.01%など）	経済産業省	一般ガス導管事業者の都市ガス導管を利用した託送供給にあたっては、原則として経済産業大臣の認可を受けた託送供給約款に規定する引受条件に適合させる必要があります。	ガス事業法第47条、48条	その他	ガスの脱炭素化に向けて、バイオガスを含む様々な手段の活用に向けた検討を進めていく考えですが、発熱量調整、付臭、成分調整を行わないガスを一般ガス導管事業者の都市ガス導管へ注入した場合、当該ガスは不特定多数の需要家に届けられることとなり、需要家の安全性（ガス消費機器による一酸化炭素中毒やその他の事故が発生する可能性）・利便性（燃焼機器が正常に作動せず、ガス消費機器関連の事故が発生する可能性）、小売料金の正確性（体積ベースの課金とした場合に需要家間で不公平が生ずる可能性）等に影響を与えることが考えられるため、こういった点に留意が必要と考えています。なお、ガス事業以外のガスを供給する事業（ガス事業法第105条）としてバイオガスプラント発電所等でバイオガスを使用する例も一定数存在します。
39	⑤	木質バイオマス燃焼灰の有効活用	木質バイオマス燃焼灰について、産業廃棄物に該当せず利用しようとしても最終的に都道府県の判断が必要となり、その場合判断基準がないため、化学成分など判断基準の明示すべき。	木質バイオマス発電設備は、エネルギー（電力等）を得られ有効活用が進む一方で、燃焼時に発生する灰（燃焼灰）の処分が課題となる。現状では燃焼灰を産業処分する場合が多く、多額の処分費用により事業継続の足かせとなる。再エネが普及する中で木質バイオマス発電施設も増加する中、木質バイオマス燃焼灰も比例して増加しており、課題解決は急務である。木質バイオマス燃焼灰にはMg分やK分など、肥料成分が多く含まれ、その有効利用が期待されこれまで研究・実証されている。環境産産第1306282号に“専焼ボイラの焼却灰は廃棄物ではない”と通知されたものの、当時の肥料取締法のもとでは「特殊肥料」として扱われ、規制が厳しく生かされなかった。また、環境産産第1306282号では、産業廃棄物に該当するか否かの解釈を定めたもので、産業廃棄物に該当せず利用しようとしても最終的に都道府県の判断が必要となる。その場合判断基準がないので安全側をみて有効利用を認めないケースもあり、化学成分など判断基準の明示を求めたい。昨年の肥料法改正により肥料制度の規制緩和がおこなわれたが、木質バイオマス燃焼灰についても「普通肥料」として配合できる（指定混合肥料）として登録できるようにすれば有効活用することで、廃棄物発生量・処分費を低減できるうえ、再エネ事業の安定した事業運営につなげることができる。	環境省、農林水産省	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項は、廃棄物を、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）」と定義し、廃棄物処理施設の設置には都道府県知事の許可を有することとされています（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び第15条）。 「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（平成25年6月28日環産産発第1306282号）においては、木質ペレット又は木質チップを専焼ボイラーで燃焼させて生じた焼却灰…のうち、有効利用が確実で、かつ不要物とは判断されない焼却灰は、産業廃棄物に該当しないとしています。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律「規制改革実施計画」（平成25年6月14日閣議決定）において平成25年6月中旬に講ずることとされた措置（バイオマス資源の焼却灰関係）について（平成25年6月28日環産産発第1306282号）	検討を予定	廃棄物であるか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものであり、化学成分のみをもって廃棄物に該当するかどうかの基準を設けることはできません。他方、自治体によって「廃棄物」かどうかの判断に時間がかかったり、自治体によって異なる判断になってしまう場合があります。これは、自治体において初めに相談を受ける場合や、判断が難しい案件の場合であると考えられるので、平成24年度に策定した「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」を更新し、自治体が判断に迷ったときに参照できる他自治体の判断根拠等を整理し、公表することとします。また、本事例集の当てはめに関して判断に迷う場合は、環境省が相談を受け付けることとします。なお、木質バイオマス燃焼灰を肥料として利用する場合、現行の肥料制度では、特殊肥料（草木灰）として都道府県への届出のみで生産・流通が可能となっています。また、当該肥料と普通肥料を混合した肥料（特殊肥料等入り指定混合肥料）についても、国または都道府県への届出により生産・流通が可能となっており、この点について周知することとします。
40	⑤	バイオディーゼル燃料の軽油への混合割合の増加（5%⇒20%⇒30%）	バイオディーゼル燃料を軽油に混合する場合の前提として、平成18年10月に「JASO規格」（任意規格）が定められ、また、混合軽油の一般車への流通を念頭に、平成19年3月に「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（以下、「品確法」という。）の軽油の混合規格が改正された。品確法の改正内容は、軽油へのバイオディーゼル燃料の混合率が5%以下とされ、トリグリセリド含有率、メタノール含有量等が追加されたものである揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年法律第48号）にて、ガソリン又は軽油にバイオ燃料を混合する事業者に対し、登録及び品質確認を義務付ける改正が行われた。現在は軽油の中にバイオディーゼル燃料の含有量が5質量%以下（B5）に規定されているが、濃度を5%以下から20%以下へ改変して頂きたい。さらに、実証試験の結果を踏まえて、30%以下へ改変して頂きたい。	バイオディーゼル燃料の生産消費拡大は、全国から排出される廃食用油を100%リサイクルし、サーキュラーエコノミーの実用方法として有用である。バリ協定の発効を受け、世界は今後、脱炭素社会に向かって移行していくものと見込まれており、我が国も、2050年80%削減やその先の脱炭素化に向けて舵を切っていく必要がある。バイオディーゼル燃料は脱炭素社会を実現するために非常に有用な方法であり、循環量を拡大させるためには、現在の混合比率を増加させることが必要である。現在は、バイオディーゼル燃料を100%（B100）で利用するか、品確法により5%混合であるB5の運用でしか活用できない。B100は高濃度であるためにメーカー保証が受けられず、一方B5であれば、CO2削減効果が少ないために導入メリットが少ない。よって、軽油にバイオディーゼルの含有量を20%程度（B20）に上げるという混合比率の規制緩和を求めます。B20は実証実験や実証事業も数多く行われており、適切に運用できる基盤は整えられていると考えられます。さらに、今後の実証試験の結果が良好であれば、B30の可能性が見通せるようになると思われます。	経済産業省	（バイオディーゼル燃料の活用）我が国において、消費者に販売される自動車用燃料（揮発油、軽油）の品質確保については、「揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）」により規定されています。バイオディーゼル燃料には、脂肪酸メチルエステル（FAME；Fatty Acid Methyl Ester）等の軽油に近い物性に交換したものが使用されているが、燃料中のFAME混合率が高くなると、軽油に比べてゴム・樹脂を膨張・劣化させ、燃料ホース等から燃料にじみが発生するなどの安全性への影響の観点から、混合上限を5%としています。軽油については、温室効果ガスの削減のため、バイオディーゼル燃料の導入も一つの選択肢であるが、上記安全性への影響についても検討が必要となります。また、海外での導入状況や研究開発動向、燃料製造事業者、販売事業者や自動車製造事業者の意向等も踏まえながら、検討を進めていきます。	揮発油等の品質の確保等に関する法律（品確法）	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおり。

番号	分類	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	所管省庁	所管省庁の検討結果			
						制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要
41	⑤	弊社が開発した太陽光発電パネルと蓄充電機能が一体化したEV及びマイクロEV用充電スタンド「青空コンセント」シリーズ（EV用「青空ワイヤレス」/マイクロEV用「青空スマート」）については、現状、固定する場合に行政庁の建築主事や民間の指定確認検査機関により建築確認の要不要の判断が分かれ、しかも、片流れ式は前例がないという理由で構造計算を受けてもらえない。建築確認を巡る以上のような状況が国内各地での実証実験の障害となっていることから、建築確認を不要とする方向で全国統一した判断となるよう措置いただきたい。なお、EV用「青空ワイヤレス」並びにマイクロEV用「青空スマート」は、いずれも片流れのカーポートに類似しており、太陽光パネルの固定材と柱材、蓄電制御盤はステンレス（防錆を考慮）、フロア材（モビリティが乗るところ）は鉄を使用している。外形寸法はL 4.2 x W 2.1 x H 2.6 (m)、装置重量は約1500kg、パネル枚数は4枚、蓄電容量は4.8kWh/7.2kWh、AC100Vが利用可能で、可搬式だが設置場所の風速・積雪量に応じアンカー固定できるものである。設計と材料については大分県産業科学技術センターに依頼し構造解析試験まで行い、設置する場合には設置場所の気候条件に即してアンカー固定を行っている。	2050年までにカーボンニュートラル社会を実現するためには、再生可能エネルギーの最大限の導入が非常に重要である。 太陽光パネルと蓄充電機能が一体となったコンパクトなEV/マイクロEVの充電スタンド（可搬性あり、設置場所の気候条件に応じアンカー固定）は、①EV/マイクロEVの充電スタンドの普及（電気工事不要、現在特に地方ではメンテナンスや後継者の問題でガソリンスタンドが減少という問題もある）、②地域における高齢者の足の確保、③地域における観光客の二次交通の問題の解決、④設置場所を必要に応じ変えることでの大規模工場や観光地での生産性・利用率の向上、⑤停電時も機能することから地域のレジリエンス向上等に資すると考える。	国土交通省	建築基準法第2条第1項第1号において、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）」を建築物として定義づけ、建築確認手続きや技術基準等を定め、建築物の安全性確保を図っています。 建築基準法第6条第1項に基づいて、一定の規模を超える建築物については、建築確認申請が必要です。 建築基準法6条第2項に基づき、防火地域又は準防火地域外において建築物を増築等する場合で、その増築等に係る部分の床面積の合計が十平方メートル以内であるときには、建築確認は不要です。 建築基準法第6条の4第1項に基づき、一定の規模以下等に該当する建築物は、一部確認の特例があります。	建築基準法第2条第1項第1号 建築基準法第2条第1項第1号 第6条第1項・第2項 第6条の4第1項	現行制度下で対応可能	・お示しの太陽光発電設備がどのようなものかは分かりませんが、充電スタンドかどうかにかかわらず、建築物に該当するかどうかについては、太陽光パネルが「土地に定着」しているものかどうか、また「屋根」に該当するかどうか判断のポイントになります。 ・例えば「土地に定着する」ことについては、利用実態として「随時かつ任意に移動できるかどうか」を踏まえ、また「屋根」については、「雨覆いとしての効用」や「下部の屋内的用途の有無」等を踏まえ、特定行政庁において判断されます。 ・これらを踏まえ、個別に、建築物に該当しないと特定行政庁において判断される場合は、建築基準法の対象外となり、これまでも、こうした取扱いに関して「技術的助言」として地方公共団体等に対し通知し、周知を図っています。 ・なお、建築物に該当し、建築確認が必要な場合であっても、お示しの施設のように小規模なものについては審査省略の対象としており、手続きの合理化を進めています。ステンレスの鉄骨造については従来から、また、令和3年6月30日には、告示を改正し、太陽光発電設備に多く用いられているアルミニウム合金造を当該審査省略の対象の構造として追加し、手続き負担の軽減を図っています。 ・このほか、防火地域又は準防火地域外において床面積の合計が10㎡以内の増築等をする場合は、建築基準法6条第2項に基づき、建築確認は不要です。	